

議案第20号

日野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

日野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条
例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月7日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の改正 が必要な理由と概要

1 改正理由と内容

介護保険法の一部改正により、地域包括支援センターが行う包括的支援実施の事業に必要な基準を規定する条項が「第 115 条の 46 第 5 項」から「第 115 条の 46 第 6 項」に改正された。

よって、条例第 1 条で引用している条項「第 115 条の 46 第 5 項」を「第 115 条の 46 第 6 項」に改正する。

2 附則

公布の日から施行する。

日野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年日野町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第6項の規定に基づき、地域包括支援センター(同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)の設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター(同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)の設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。